

もに、地域ごとに共同研修体制を整え、連携を図りながら研究を推進する。

(二) 心身に障害をもつ児童の保育の在

り方について、研修を深める。

五、家庭や小学校との連携を密にし、
小学校教育との関連を考慮した幼稚園教育を進める

(一) 地域の特性に応じて、保育参観や
家庭訪問及び各種広報活動等を計画

的に実施し、相互に児童理解を深め、
児童の望ましい発達を促すように努める。

(二) 幼稚園教育と小学校教育の相互理

解が図れるような機会を積極的に設け、児童の発達の連続性が阻害されることのないよう相互の教育の関連について十分に理解する。



総論

各学校においては、地域や学校の実態及び児童生徒の発達段階に応じ、新学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の基準の改善において重視された内容については、自校の教育活動に生かすよう創意工夫することが望まれる。

各学校においては、地域や学校の実態及び児童生徒の発達段階に応じ、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、自校の教育課題の解決を目指した「特色ある教育課程」を編成し、全教職員の共通理解のもとに、適正に実施することが必要である。

特に、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成をねらいとし、基礎・基本の徹底、自己教育力の育成、

課程の編成、実施が重要な課題である。

本年度は、この課題解決を目指して、
(中学校) 及び文部省事務次官通達に
より、遺漏のないよう行うこと

第三二号(小学校)、同第三三号
(中学校) 及び文部省事務次官通達に
より、遺漏のないよう行うこと